



平成26年法律第92号附則第3条の規定による

建築士事務所に所属する建築士の届出書

建築士事務所に所属する建築士について、平成26年法律第92号附則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 27 年 6 月 25 日

建築士事務所所在地 東京都新宿区西新宿2-1-1

開設者氏名又は名称 東京建設株式会社  
代表取締役 東京 太郎

印

法人の場合は法務局登録印

登録番号 東京都知事登録 第 99999 号

登録年月日 平成 25 年 6 月 25 日

東京都知事 殿

問合せ先 (必須)	氏名	東京 次郎
	電話番号	03-5321-1111

平成 27 年 6 月 25 日現在の所属建築士名簿(注5)

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
東京次郎	一級建築士	第999999号		設備設計一級建築士	第9999号
新宿太郎	二級建築士	第333333号	東京都		
(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			計 2 名	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	1 1   1 名 名 名 名 名

[記入にあつての注意事項]

- 注1 全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。
- 注2 この書類の提出する期間は、平成27年6月25日より平成28年6月24日までです。
- 注3 業務報告書ではありません。
- 注4 管理建築士は専任を要求されているため、他事務所で管理建築士になっている方は原則、当該所属建築士名簿に所属建築士として登載することはできません。
- 注5 太枠の中の目付は、平成27年6月25日以降の目付を記入してください。